

「週休2日工事（受注者希望型）」

特記仕様書

- 1 本工事は、契約後、受注者の希望により「週休2日」を実施する「週休2日工事（受注者希望型）」の対象工事である。
- 2 受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、「週休2日」の実施希望の有無について、発注者と書面で協議するとともに、「週休2日」の実施を希望する場合は、必要工期について受発注者間で確認を行うこと。
- 3 発注者は、2により工期延伸が認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。
- 4 受注者は、「週休2日」を実施する場合、発注者と協議し決定した実施内容を実実に履行するよう対象期間において、4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）、現場を閉所すること。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。
また、災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、やむを得ず現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週に休工日を振替できるものとする。
- 5 受注者は、「週休2日」または「4週6休以上」の確保が確認できる計画工程表を作成し、施工計画書に添付して監督職員に提出すること。
- 6 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表等を作成し、発注者に提示すること。
- 7 受注者は、週休2日の現場閉所に取り組んでいる旨を、工事標示板に明記すること。
- 8 「週休2日」を確認する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。
- 9 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。
- 10 その他については、「週休2日工事」の実施要領によること。